

かわら版「きずな」

高野地区

松ヶ丘・鈴塚・高野

けやき台・美園・乙子

第10号

平成28年9月

子どもヘルパー事業をご存じですか？



子どもヘルパー事業は平成22年、茨城県の事業として県内の3か所の小学校4年生を対象としてスタートしました。守谷市では守谷市社会福祉協議会高野支部が高野小学校の児童を対象として開始。県の委託事業終了後の平成24年以降も高野地区地域福祉活動計画実行委員会が協力し、高野地区の独自事業として活動は継続されています。茨城県内でこの「子どもヘルパー事業」を継続実施出来ているのは、私たち高野地区だけだそうです。



平成25年度からは新たに松ヶ丘小学校も対象となり、これまでに、延べ 216 名の子ども達が参加し、地域の人達との活動や地域の伝統行事体験、高齢者や障がいのある方との交流活動、福祉施設等での実習や勉強会など様々な活動を実施してきました。現在は、4年生の他、子どもヘルパーリーダーとして5年生、6年生の参加も行われています。初代子どもヘルパーの卒業生も、高校生となり其々の夢に向かって活躍中です。



小学生も高野地区の地域の一員、地域福祉を担う大切な人材です。この活動を通じて、他の人の気持ちや心を思いやれる人になって欲しいと思います。

今後とも子どもヘルパーの活動にご協力下さい！



* 子どもヘルパーの活動状況は随時、広報紙及び守谷市社協 HP 上にご報告させていただきます。

◆子どもヘルパー卒業生から



横井 詩音（けやき台中学1年）

私は、子どもヘルパーに参加して思い出に残っている事が2つあります。

ひとつ目は、お年寄りの方の家を訪問し、お手伝いをした事がありました。

私は掃除のお手伝いをした後、お話をしました。昔と今の変った事や思いで話など沢山の話を聞いて、とても勉強になりました。

二つ目は伊奈の特別支援学校の人と一緒に色々な活動をする時に、みなさんととても明るく、色々な人と話をしている感じがすごかったです。私は、初対面の人とはなかなか話が出ないので見習いたいと思いました。

私は子どもヘルパーに参加して、色々な人のお話を聞かせて頂いたり、お手伝いをさせて頂いて、とても楽しく、良い経験になりました。

これからも、子どもヘルパーの活動で学んだ事を生かしながら頑張っていきたいと思っています。



横井 蒼（竹園高校1年）

子どもヘルパー事業に参加して変わったことがあります。それは積極性です。それまでは引っ込み思案で人見知りだった自分がこの活動をつうじて無理にでも前に出る機会を経験した事で、小学校6年生になるころには、様々な事に積極的に取り組み、初対面の人とも普通に話せるようになりました。そして、自分は積極性の重要さを学びました。

今の自分から新しい自分へと変わるためには、何よりも最初の一步が大変だと思います。しかし、一步踏み出してしまえばあとはスキップするように楽しく、そして簡単に進む事ができます。

自分にとってこの活動はその一步目であり、多くの人に経験し学んでほしいと思います。

この活動は、自分の人生に大きな価値があるものを与えてくれるのだと自信と誇りをもって言えるものです。

自分もここでの経験を、これからずっと忘れずに生活していきたいと思っています。



◆高野地区の新しい施設紹介

「けやき台の家」

今回、昨年11月1日にオープンした「サービス付き高齢者専用住宅」という「住まい」としての施設をご紹介します。

今回ご紹介する「けやき台の家」は、全室個室で28室。7月末現在、12人の方がお住まいになっています。

ご入居者の状況に応じた専門的な相談、見守り、また医療対応については貝塚みずき野クリニックが連携しております。

入居者を対象として、体操や週2回のカラオケ、週末のお茶会、買い物等の外出、近所の畑を借りての畑仕事等のレクリエーション活動も実施しております。



けやき台の家では居住スペースの他に「デイサービスけやき台の家（通所介護事業所）」や「訪問介護事業所けやき台の家（ヘルパーステーション）」が併設されており、けやき台の家にお住まいの方やその他、地域の住民の方々も利用する事が出来ます（こちらは介護保険対応）。

デイサービスの定員は20名、現在11名の方がご利用されております。もう直ぐ開設1年目を迎える未だ新しい施設です。

見学は随時受け付けております。

ご興味のある方は下記連絡先までお気軽にご相談下さい。

サービス付き高齢者住宅(サ高住)とは？

必要な時に介護等のサービスや生活上の援助を受ける事が出来る高齢者専用の住宅で、60歳以上の方なら今現在介護を必要としない自立した方から、要介護状態にある方まで入居して生活する事が可能な住宅です。

(株)広翔会「けやき台の家」

けやき台2-21-1

☎0297-38-8590(代)

☎0297-38-8598

AM9:00-PM5:00 担当:小部



俳句や短歌等を教えて下さる方募集中です！

◆シース介護保険って？

第4章 「デイサービス」に通う（通所介護事業所編）

通所介護事業所(デイサービス)とは……自宅から施設へ通って日中過ごすサービスです。

朝、お迎えの車に乗ってデイサービスまで移動、到着後は血圧や体温などその日の体調をチェック。日中は、レクリエーションやリハビリ(機能訓練)等を行う他、その方の状況に応じた、入浴や排せつ、着替え等の日常生活上の支援や介護を受ける事も出来ます。昼食の提供や食事の介助が必要な方や食後の口腔ケア等も行い、夕方またご自宅へお送りするといったサービスです。

デイサービスでは生活相談員(介護福祉士、社会福祉士、ケアマネ等の有資格者)が必要に応じて、ご利用者又はそのご家族の介護上または療養上の相談に応じます。



【デイサービスで提供されるサービスの一例】

- | | |
|--------------------------------|----------|
| 体調チェック(血圧等の測定) | 服薬管理 |
| 送迎サービス | 入浴ケアサービス |
| 昼食の提供 | 栄養管理 |
| リハビリテーション指導(集団・個別) | 口腔ケア |
| 脳トレ(認知症予防プログラム) | レクリエーション |
| 趣味活動(カラオケ、書道、生け花、手芸、園芸等) | 静養(お昼寝等) |
| 散歩 | 季節の行事 |
| リラクゼーション(フットケア、ハンドケア、アロマセラピー等) | 外出行事 |
| その他、介護や医療に関するアドバイス 等々… | |

選ぶ時のポイント!

ひとくりに「通所介護サービス」や「デイサービス」といっても、その事業所の規模やその施設の特徴によって様々な種類があります。

左記の活動内容の全てがそれぞれのデイサービスで受けられるわけではありません。ご自分がデイサービスに行って「何がしたいか」「どんな支援や介助を受けたいか」と照らし合わせながら、ご自分に合ったデイサービスを見つける事が大切です。

守谷市内にも沢山のデイサービスがあり、我々の住む高野地区だけでも5ヶ所の事業所があります。是非、大変でも直接足を運び、ご自分の目で見て、そこで受けられる事が出来るサービス内容についてきちんと確認してから選ぶのが良いでしょう!

【デイサービスに関する疑問】

Q1: 要支援でもデイサービスは利用できる?

A: H29年3月末までは予防通所介護事業所という名前で要支援の方も殆どのデイサービスが利用可能ですがH29年4月以降、法改正後の利用については未定です。

Q2: デイサービスは丸々1日居なくてはいけないの?

A: デイサービスでも利用時間が短時間(半日)のものから、丸一日過ごす事が出来る場合まで様々です。各施設により提供されるサービス時間も異なり、またそれによって料金も違ってきます。

Q3: どのくらい費用がかかるの?

A: 事業所の規模、サービス利用時間、受けるサービスの内容、その施設の介護スタッフの資格や人数、施設の特性、利用される方の介護度等によって料金は違ってきますが、通常規模(6時間利用)で1日利用の個人負担額は凡そ800~1500円程度(食費等は別)です。 *詳細は各施設へお問い合わせ下さい

*市内のデイサービスに関する情報は守谷市ホームページ又は市役所介護福祉課、在宅介護支援センター(高野地区は特別養護老人ホーム七福神内) その他、ご担当のケアマネージャーへお尋ね下さい。





私の町のクリニック⑩ ◇けやき台動物病院◇

地区のクリニックを紹介するコーナー

今回ご紹介するのは、
けやき台一丁目の
けやき台動物病院です。

当院は平成六年四月に開院して、二十二年目になります。

犬ちゃん猫ちゃんの病気予防や治療を中心に、うさぎ、ハムスター、小鳥などの小動物治療も続けてきました。

また、犬ちゃん猫ちゃんのトリミング(シャンプー、カット)やホテル(短期 長期の預かり)もしています。

今年は新しいフェリリア予防薬が導入されました。

この薬はTVでも「マーシャル」されているおいしすぎるチュアブルタイプで、ノミダニの予防と三種の寄生虫駆除が同時にできます。

詳しくは来院の際に、また疑問等がありましたら、お気軽にご相談ください。

院長 清水 浩一



守られていますか？ 「飼い主のルールとマナー」

見えています 見られています
あなたのマナー

■犬のフンは必ず持ち帰りましょう

■放し飼いは条例で禁止されています

■散歩中は必ずリードを使用しましょう

※フンの散置は「守谷市ゴミ捨て等防止に関する条例」で禁止しています。

守谷市



●守谷市ではペットの飼い主のルールとマナーを

法律「動物の愛護及び管理に関する法律」や 条例「守谷市動物の愛護及び管理に関する条例」で、動物を飼うには、命を預かる責任と 社会に対する責任の両方を定めています。今回は犬に関する主なものを特集します。

●この看板は市役所「生活環境課」にお問合わせ下さい

①犬は登録し狂犬病予防注射を受けましょう！

- ・生後91日以上全ての犬に「登録」と「狂犬病予防注射」が義務付けられています。登録には犬の「鑑札」が、予防注射には「注射済票」が交付されます。

②犬はつないで、事故の防止に心がけましょう！

- ・犬の放し飼いは条例で禁止されています。散歩の時もリードを放して歩くことは禁止です。咬みつき事故や、迷子になった時交通事故にあたりと、さまざまな事件事故の原因になります。

③環境美化につとめましょう！

- ・愛犬の排泄物の始末は『飼い主の義務』です。公共の場や他人の土地を汚さないようにしましょう。犬のフンは必ず持ち帰りましょう。スコップなどで土をかぶせるだけでは悪臭やハエが発生します。

●最近、ペットに対する苦情が増えています。ルールとマナーを守り、「人と動物にやさしい街づくり」を目指しましょう！



■お問い合わせ・登録・募集受付先 社会福祉協議会 小林まで TEL45-0088

■発行者 守谷市社会福祉協議会 高野支部・高野地区地域福祉活動計画実行委員会

(広報担当:石澤・会田・片桐・木所・山口・清水・松見)

♪守谷市社会福祉協議会のホームページでも高野地区の情報発信中です♪

ホームページアドレス→<http://www.moriya-shakyo.com>